JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社とJPモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッド (JPMorgan Asset Management (Asia Pacific)

東証プライムの弁護士ドットコム株式会社＜6027＞について、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社他4者（後述）が2026年11月18日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

保有者5者

・JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

・JPモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッド (JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited)

・JPモルガン証券株式会社

・ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)

・ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（チャイナ）・カンパニー・リミテッド (JPMorgan Asset Management (China) Company Limited)

提出理由は「単体株券等保有割合の１％以上の増加単体株券等保有割合の１％以上の減少重要な契約の変更」によるもの。

報告義務発生日は、2026年11月13日。